

告示

埼玉県告示第二百八十八号

埼玉県土地利用基本計画を令和三年三月十二日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

ふじみ野市の区域

別図のとおり、農業地域十八ヘクタールを縮小

